

公明党 代表
竹谷 とし子様

浪江町の復興・創生に向けた要望書



令和8年3月7日

福島県双葉郡浪江町長 吉田 栄 光

福島県双葉郡浪江町議会議長 山本 幸 一 郎



東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発災から、間もなく15年が経過いたします。

当町では、これまでの復旧・復興事業の総点検を行い、令和8年度から5年間を計画期間とする浪江町復興計画【第三次】後期基本計画の策定を進めております。

町としては、持続可能なまちづくりを目指し、駅周辺整備事業や産業団地を整備し積極的な企業誘致を進めるとともに、福島国際研究教育機構（略称：F-REI）の立地を受け「浪江国際研究学園都市構想」を策定し、F-REIと融和したまちづくりを進めており、本事業が町の新たな復興のシンボルとなり、町民の帰還促進や、国内外からの新たな交流による移住・定住推進、人口増加へと繋がり、賑わいが創出されることを期待しております。

また、帰還困難区域の取り組みとしては、避難指示が解除された特定復興再生拠点区域においては営農再開や津島地区でリンゴの実証栽培が始まるなど、少しずつではありますが復興に向けた動きが見えてきておりますが、当町は未だ帰還困難区域が町の面積の約8割を占めており、そこで生活を営んできた多くの住民が故郷への帰還も出来ぬまま、県内外に避難しており、自由な立入りもできない状況です。

「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」の認定を受け、特定帰還居住区域の一部地域では除染が進められていますが、町の再生には、町全域の避難指示解除が必要であり、まだまだ、長く険しい道のりが続くことが予想されます。加えて、中心市街地の再生、移住・定住の促進、生業の再生、産業や雇用の創出など様々な課題がありますので、浪江町の復興・創生が成し遂げられるまで、国の責務として対応いただけるよう次のとおり要望いたします。

1.原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の着実な実施

- 双葉地方の安全・安心な生活環境を確保するため、原子力政策を推進してきた国の責任において、福島第一原子力発電所の事故の収束作業と廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めること。

また、廃炉作業の進捗状況等について分かりやすい情報発信を行い、住民の不安解消に努めるよう東京電力を指導・監督すること。

2.柔軟かつ十分な復興財源の確保等

- 第3期復興・創生期間においても必要となる事業を切れ目なく実施できるよう、物価高騰等の社会情勢の変化に柔軟に対応した必要な財政支援を行うこと。

- 当町の町内居住人口は、震災前の約1割程度と人口回復が十分に進んでいない状況であり、基本的な行政サービスの維持、財政運営に課題を抱えている。普通交付税の算定において適用される人口に関する特例措置は、当町の行財政運営を維持する上で極めて重要な役割を果たしていることから引き続き継続すること。

3. 帰還困難区域の再生

- 帰還困難区域の避難指示解除に向けては、国と町が一体となり、住民に寄り添いながら、帰還したいと思うことができるように生活範囲や営農の意向等を踏まえ、必要十分な農地の除染、農業用排水路、生活排水路等の環境整備に迅速に取り組みとともに、その維持管理を支援すること。

- 当町の面積の約8割が帰還困難区域であり、さらに帰還困難区域の約9割が森林となっている。帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて、帰還意向が示されない土地・家屋などの課題や国有林を含めた森林の管理方針を早急に明示し、住民の不安解消を図ること。

- 住民の帰還の実現は、単なる住居の再建にとどまらず、生活基盤、コミュニティ、生業の再生等を伴う長期的な取組みであります。帰還困難区域の再生に向けて実施されている特定帰還居住区域の制度は、その実現に向けた唯一かつ不可欠な制度であることから、区域の柔軟な設定を可能とし、帰還希望者の個別事情に丁寧に対応すること。
- 既に対策を行ったため池の再汚染が繰り返されていることから、その原因究明を行うとともに、山林対策を含んだ除染及び放射性物質対策の根本的な解決策を講じること。
- フォローアップ除染については生活圏内である宅地内や道路の側溝等に高線量の枯葉や土砂等が堆積し、地域が管理できない状況となっている実情を踏まえ、国による適切な処理、被ばく線量低減に必要な対策を講じること。

4. 商工業の再生、新産業創出に向けた支援

① 産業団地の整備支援について

- 福島イノベーション・コースト構想に関連する取り組みの進展や F-REI 立地を受け、さらなる町内雇用の場を創出するため、産業団地の整備を進めていることから、引き続き支援を継続すること。

② 企業立地支援制度について

- 当町への企業進出を推進するため、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業や浪江町における実用化開発推進のための地域復興実用化開発等促進事業補助金の制度継続と福島復興再生特別措置法に基づく税制優遇等の支援制度を強化・充実させること。

③ 商工業者の新規創業・再開について

- 町内における商工業の再開・新規創業を推進するため、福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金や福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金による支援制度を継続すること。

5. 福島相双復興推進機構(官民合同チーム)の支援について

- 福島相双復興推進機構については、きめ細かな支援により、これまで多くの企業や事業者が再開や新規操業を果たしていることから、組織を維持し、これまでと同様の支援を継続すること。

6. 農林水産業再生に向けた支援

① 農業について

- 農業・農村の再生には、多くの時間を要することが予想され、第3期復興・創生期間で完結できるものではないことから、令和12年度(2030年度)以降も営農支援に向けて継続的な財政支援を行うこと。
- 今後、避難指示解除が見込まれる特定帰還居住区域の農地も含め、担い手の高齢化が進み、第三者による営農を求める住民からの声もあることから、新たな担い手の確保に向けて土地を貸し付ける場合も含め、農地所有者以外による営農支援メニューの活用が柔軟にできるように制度設計を行うこと。
- 効率的な農業につながる共同利用施設等の施設整備及び農地集積の更なる促進や大区画化・汎用化に向けたほ場整備に要する財源を長期的に確保すること。また、課題を解決しつつ農地集積を行っているため、農地集積を行うことで農地中間管理事業を通じ地域に交付される地域集積協力金等の必要な財源確保と交付期限を延長すること。

② 森林管理、林業について

○ 国は、ふくしま森林再生事業などの各種復興施策について、第3期復興・創生期間以降も必要な財政支援を行うこと。また、地域住民が日常的に立ち入っていた山林については、地域の実情に即して里山再生事業を着実に実施すること。

③ 水産業について

○ 東京電力福島第一原子力発電所から海洋放出される ALPS 処理水の影響により、水産物をはじめ、地場産品への風評被害が懸念されることから、国の予算により地域情報発信交付金を創設いただき、その対策を講じているが、今後40年に及ぶ廃炉作業において、長期にわたっての風評被害が懸念されることから、国主体の対策の実施と交付金制度を確実に継続すること。

○ 震災以前の内水面漁業を再興するため、関連漁協ではサケ・アユ・ヤマメ・ウナギなどの稚魚放流を継続的に実施している。淡水魚のモニタリング調査では未だに高い放射性物質の値が検出されている。遊漁再開には帰還困難区域の山林の除染や河川の放射性物質対策、淡水魚の生育に必要な河川インフラの復旧・整備等河川環境の再生が必要であることから、福島県など関係機関と連携し対策を講じること。

7. 中心市街地の再生と周辺環境の整備

○ 浪江駅周辺整備事業は、駅東西の整備を核として、効果的な情報発信やイベント等による帰還促進、関係・交流人口拡大により、中心市街地への店舗・事業所・住宅等の立地を促進し、魅力のある中心市街地とするものであって、今後数十年の町づくりの礎となる事業であるため、必要な財政支援等を行うこと。

○ 町内居住者、避難先からの一時帰宅者の安全性確保と帰還意欲の減退を防ぐため、道路の路肩に繁茂する雑草や樹木の除却、道路修繕等、財政支援を含めた必要な対応を行うこと。

- 中心市街地へのアクセスの向上を図るため、駅周辺整備事業や浪江国際研究学園都市構想に基づく面整備事業と一体的に町道を整備する必要があることから必要な財政支援等を行うこと。また、中心市街地へのアクセスに重要な国道、県道についても整備すること。
 - 町の駅周辺は請戸川、高瀬川の 2 河川に挟まれる場所に位置しており、河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するためには、二級河川の早期の抜本的な改修と維持管理の強化が必要であることから、県が行う河川の改修や堆砂の除去等を支援していただき、その強靱性を確保いただきたい。また、町で行う水路の維持管理についても必要な財政支援等を行うこと。
 - 住宅用地に対する固定資産税の特例は令和 8 年度末まで延長となっているが、町の復興は限定的であり、住宅用地に対する固定資産税の特例措置の必要性は継続していることから継続をすること。
8. F-REI の立地及び浪江国際研究学園都市構想の実現に向けた支援等
- 「浪江国際研究学園都市構想」を実現するため、町全体で研究者の生活環境整備や関係者の受入体制整備、立地に伴う上下水道のインフラ等の増強整備等を進める予定である。必要な整備が着実に進むよう、引き続き必要な財政支援を行うこと。
9. なみえ水素タウン構想の実現に向けた支援
- 水素の利活用促進には、様々な法規制や技術的・経済的課題を解決していく必要があるため、エネルギー先進地としての復興まちづくりの実現に向けた諸課題解決の取組みを継続できるよう必要な財政支援を行うこと。
10. 医療・介護・福祉の充実に向けた支援

- 医療については、医師の確保とともに看護師等の専門職や医療事務従事者などの事務職も含めた医療人材が不足しているため、必要な医療人材を確保するための支援を行うこと。
- 介護・福祉については、町民が生涯安心して生活できる多様なサービスが必要であり、新たな担い手不足を含めたサービス提供基盤の構築・強化を図るため、課題解決に向けた介護職などの確保の支援や必要な財政支援を行うこと。

11. 教育環境の充実に向けた支援

- 町内唯一のなみえ創成小学校、中学校、浪江にじいろこども園に通う子どもたちの人数は、帰還・移住する方の増加に伴い毎年増えており、既設の校舎・園舎の規模に不足が生じている。特に浪江にじいろこども園においては、定員を超過するクラスもあり、施設の増改築等整備を実施するため、これに必要な財政支援や保育教諭の確保等の支援を行うこと。
- 子どもたちの人数の増加により、なみえ創成小学校、中学校の既設の校舎に空き教室がないことや、放課後児童クラブに通う児童の人数の増加に対応した場所が不足していること、子育てに関する総合支援に対するニーズが高まっていることなどの理由から、なみえ創成小学校、中学校の校舎の建築や放課後児童クラブ及び子育て支援拠点等の整備に必要な財政支援と、小・中学校の教員の加配の継続を行うこと。

12. 人材支援について

- 復旧・復興で増大する業務量に対し、職員及び任期付き職員等の採用を進めているが、人材不足が深刻な課題となっている。現在、総務省、復興庁スキームによる人材支援をいただいているが、通常の行政運営に掛かり増しの業務量の状態はまだ継続する見通しであることから、国において安定的な人的支援の仕組み

を構築し、専門性の高い分野等への国家公務員の派遣も含め、人材面での支援に注力すること。

特に、建築・土木、農業土木系の技術職の職員や学芸員が不足していることから、専門人材の確保に向けた支援に取り組むこと。

以上